

過労死等の防止のための対策に関する大綱柱立て（目次）新旧対照表

（注）赤字は追加項目

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月）
第1 はじめに 1 これまでの取組 2 現状と課題 （1）労働時間等の状況 （2）年次有給休暇の状況 （3）職場におけるメンタルヘルス対策の状況 （4）職場におけるパワーハラスメントの発生状況 （5）就業者の脳血管疾患、心疾患等の発生状況 （6）自殺の状況 （7）脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償等の状況 （8）課題 第2 過労死等の防止のための対策の基本的考え方 1 調査研究等の基本的考え方 2 啓発の基本的考え方 （国民に対する啓発） （教育活動を通じた啓発） （職場の関係者に対する啓発） 3 相談体制の整備等の基本的考え方 4 民間団体の活動に対する支援の基本的考え方 第3 過労死等防止対策の数値目標 第4 国が取り組む重点対策 1 調査研究等 （1）過労死等事案の分析 （2）疫学研究等 （3）過労死等の労働・社会分野の調査・分析 （4）結果の発信	第1 はじめに 第2 現状と課題 1 労働時間等の状況 2 職場におけるメンタルヘルス対策の状況 3 就業者の脳血管疾患、心疾患等の発生状況 4 自殺の状況 5 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償等の状況 （1）労災補償の状況 （2）国家公務員の公務災害の状況 （3）地方公務員の公務災害の状況 6 課題 第3 過労死等の防止のための対策の基本的考え方 1 当面の対策の進め方 2 各対策の基本的考え方 （1）調査研究等の基本的考え方 （2）啓発の基本的考え方 （国民に対する啓発） （教育活動を通じた啓発） （職場の関係者に対する啓発） （3）相談体制の整備等の基本的考え方 （4）民間団体の活動に対する支援の基本的考え方 第4 国が取り組む重点対策 1 調査研究等 （1）過労死等事案の分析 （2）疫学研究等 （3）過労死等の労働・社会分野の調査・分析 （4）結果の発信

数値目標部分を
新たに項立て

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月）
2 啓発 (1) 国民に向けた周知・啓発の実施 (2) 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施 (3) 長時間労働の削減のための周知・啓発の実施 (4) 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施 (5) 勤務間インターバル制度の推進 (6) 働き方の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進 (7) メンタルヘルス対策に関する周知・啓発の実施 (8) 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施 (9) 商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進 (10) 公務員に対する周知・啓発等の実施 3 相談体制の整備等 (1) 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置 (2) 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施 (3) 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施 (4) 公務員に対する相談体制の整備等 4 民間団体の活動に対する支援 (1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 (2) シンポジウム以外の活動に対する支援 (3) 民間団体の活動の周知 第5 国以外の主体が取り組む重点対策 1 地方公共団体 (1) 啓発 (2) 相談体制の整備等 (3) 民間団体の活動に対する支援 2 事業主等 (1) 経営幹部等の取組 (2) 産業保健スタッフ等の活用 3 労働組合等 4 民間団体 5 国民 第6 推進上の留意事項 1 推進状況のフォローアップ 2 対策の見直し 3 大綱の見直し	2 啓発 (1) 国民に向けた周知・啓発の実施 (2) 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施 (3) 長時間労働の削減のための周知・啓発の実施 (4) 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施 (5) 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進 (6) メンタルヘルスケアに関する周知・啓発の実施 (7) 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施 (8) 商慣行等も踏まえた取組の推進 (9) 公務員に対する周知・啓発等の実施 3 相談体制の整備等 (1) 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置 (2) 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施 (3) 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施 (4) 公務員に対する相談体制の整備等 4 民間団体の活動に対する支援 (1) 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 (2) シンポジウム以外の活動に対する支援 (3) 民間団体の活動の周知 第5 国以外の主体が取り組む重点対策 1 地方公共団体 (1) 啓発 (2) 相談体制の整備等 (3) 民間団体の活動に対する支援 2 事業主 (1) 経営幹部等の取組 (2) 産業保健スタッフ等の活用 3 労働組合等 4 民間団体 5 国民 第6 推進上の留意事項 1 推進状況のフォローアップ 2 対策の見直し 3 大綱の見直し